

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者の事務の委任について

令和 2 年10月28日告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を次のとおり出納員に委任させ、令和 2 年10月28日から施行し、盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者の事務の委任について（昭和58年告示第 5 号）は、廃止する。

会計管理者において出納員に委任させた事務	委任を受けた出納員
ごみ処理手数料その他の収入金の収納及び保管に関すること。	事務局長
盛岡・紫波地区環境施設組合事務局の歳入金及び歳入歳出現金並びにその収入金の収納及び保管に関すること。	矢巾町出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねる場合にあっては出納室長補佐。その場合において出納室長補佐が置かれなかった場合にあっては出納室会計係長。）

附 則

この告示は、令和 2 年10月28日から施行する。